

京都市告示第596号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年3月4日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	久世水0300号	南区久世殿城町207番地の3地先 同町818番地地先	
2	久世水0301号	南区久世東土川町250番地の1地先 同町260番地の6地先	
3	川島水0098号	西京区川島権田町10番地の23地先 同区御陵荒木町26番地の1地先	
4	羽束師水0166号	伏見区羽束師菱川町398番地地先 同上	
5	羽束師水0167号	伏見区羽束師菱川町399番地地先 同上	
6	住吉水0076号	伏見区榊屋町628番地地先 同区等安町758番地の2地先	
7	桃山町水5009号	伏見区桃山町大津町12番地地先 同区桃山町和泉6番地の2地先	
8	桃山町水5010号	伏見区桃山町和泉109番地地先 同町108番地の3地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	岩倉水0329号	左京区岩倉幡枝町2517番地地先 同町2574番地の1地先	
2	桃山町水0022号	伏見区桃山町大島15番地の5地先 同上	
3	桃山町水0023号	伏見区桃山町大島16番地の3地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)